

**4月2日以降に名義変更等された軽自動車の継続検査時に
軽自動車税完納確認を行います**

～平成21年4月から実施～

標記については、道路運送車両法第97条の2項に‘継続検査申請する場合、自動車税又は軽自動車税の滞納がないことを証するに足る書面を呈示しなければならない、と定められています。

- ◇ 周知期間 平成20年12月～平成21年3月
- ◇ 実施日 平成21年4月～
- ◇ 確認書類
 - 次のいずれかで確認します。
 - その1) 前使用者の軽自動車税納税証明書
 - その2) 新使用者の軽自動車税非課税証明書(各市町村発行)
 - その3) 名義変更時の軽自動車税納税申告書の控え